

愛知県芸術劇場等運営等事業
優先交渉権者選定結果

2025 年 9 月 24 日

愛知県

1. 事業概要等

(1) 事業名称

愛知県芸術劇場等運営等事業

(2) 公共施設の管理者

愛知県知事 大村 秀章

(3) 運営権設定対象施設及び事業場所

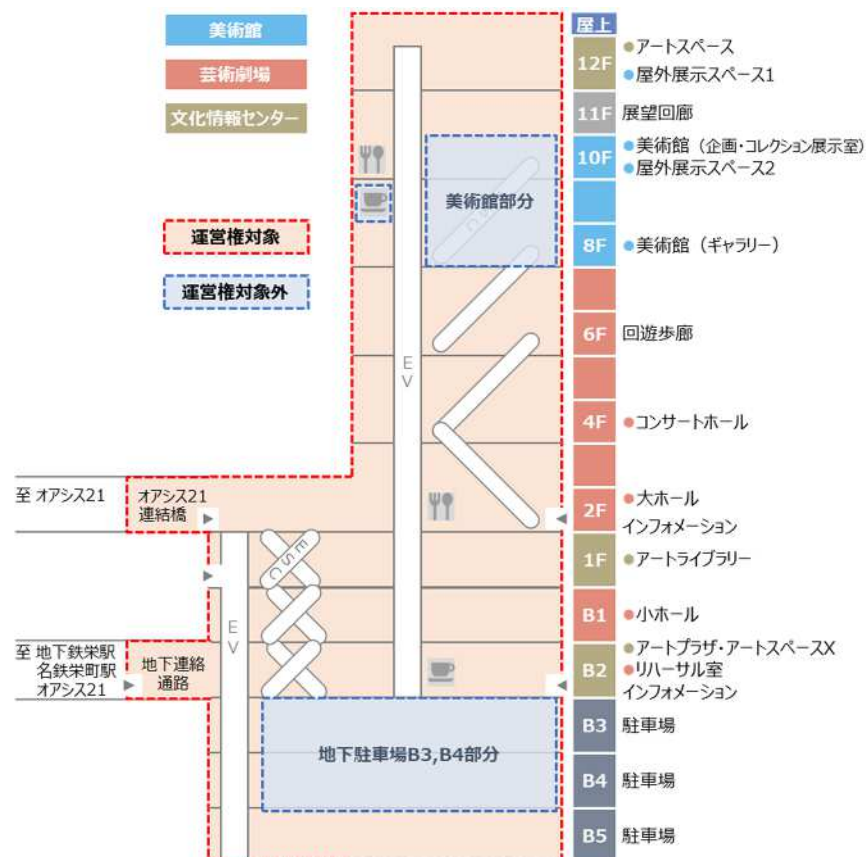
運営権設定対象施設及び事業場所は下記のとおりとする。

- ・運営権設定対象施設：愛知芸術文化センター栄施設（以下「愛知芸術文化センター」という。）

※愛知芸術文化センター条例（平成3年愛知県条例第2号）第1条第2項に掲げる芸術文化の振興及び普及を図るための施設として、名古屋市東区に設置されている施設（愛知県美術館、アートライブラリー（地下1階）、地下3・4階駐車場を除く。）

- ・事業場所：名古屋市東区東桜一丁目13番2号

図 運営権設定対象施設



(4) 事業方式および内容

県が、募集要項等に定める手続きによって選定された優先交渉権者が設立した特別目的会社（以下「事業者」という。）に対して、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）に基づく公共施設等運営権（コンセッション）方式により、愛知芸術文化センターの運営権を設定する。事業者の使用許可権限を付与するため、公の施設の指定管理者制度（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）を併用する。

なお、以下の①-ウの愛知県芸術劇場の運営業務のうち、公益財団法人愛知県文化振興事業団（以下「文化振興事業団」という。）が従来より実施している公演事業、普及啓発事業及び人材養成事業に関する業務は、文化振興事業団がその業務の全部又は一部を引き続き実施するものとする。また、文化振興事業団が実施する事業は、事業者との共催とし、愛知県芸術劇場の自主事業とする。

さらに、愛知県芸術劇場の舞台機構の運用・管理、利用者に対する舞台技術面における支援などを行う業務等については、その一部を文化振興事業団が担うこととし、事業者は、その業務を文化振興事業団に委託することとする。

事業者は、県との間で公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、以下の①、②に掲げる事業を実施する。なお、事業者は、事業期間中、本事業に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせることができる。ただし、以下の①-ア 統括管理業務は、第三者に委託し又は請け負わせることはできない。

① 特定事業

特定事業は次のアからオとする。

ア 統括管理業務

- ・ 統括マネジメント業務
- ・ 総務・経理業務
- ・ ガバナンス業務

イ 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 舞台設備保守管理業務
- ・ 修繕業務
- ・ 清掃業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 植栽維持管理業務
- ・ 外構管理業務

- ・ 芸術文化情報システムの維持管理業務
- ・ 備品保守管理業務
- ・ 緊急・救急対応に関する業務
- ・ その他業務（光熱水費の支払い等）

ウ 愛知県芸術劇場の運営業務

- ・ 戦略立案及びその実施に関する業務
- ・ 各ホール等の運営等に関する業務
- ・ 集客促進に関する業務

エ 愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務

- ・ 施設・空間及び敷地を有効活用した業務
- ・ 愛知県美術館や近隣施設等と連携して実施する業務
- ・ その他施設の利用等に関する業務

オ 運営事業開始準備業務

② 任意事業

応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業又はこれらが出資する会社（事業者を含む。）は、運営期間中、計画地において、都市公園法第2条第2項第7号の政令で定める便益施設（飲食店、売店等）等の都市公園の効用を全うする公園施設の設置運営等、本事業の特定施設の価値を高め、相乗効果が期待できる事業について、関係法令を踏まえた上で、必要に応じて任意に事業を行うことができる。任意事業に係る費用については、事業者の負担とし、県は負担しない。

（５）事業期間

① 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、実施契約に定める運営事業開始準備業務の開始日（2026年4月を予定。）に始まり、2042年3月に満了するものとする。

運営権の存続期間は、運営権の設定を受けた日（運営事業開始準備業務が終了する翌日。2027年4月を予定。）から事業期間の終了日までとする。

なお、1.-(5)-②の定めにより、事業期間が延長された場合は、当該延長後の終了日までをいう。

② 本事業期間の延長

実施契約に定める事由が生じた場合、事業者及び県は、事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、事業者と県が協議により合意した期間だけ、事業期間を延長することができる。

(6) 本事業における利用料金等の設定及び収受

利用料金は事業者の提案に基づき、条例に従って県との協議の上で事業者が設定し、自らの収入として徴収することができる。

また、事業者は、ネーミングライツや、利用者及び来場者の便益向上に資するサービスの提供等による収入を得ることができる。

事業者が行う利用者及び来場者の便益向上に資するサービスの提供は、運営権を権原に事業者自ら実施又は第三者に委託して実施することができる。

また、事業者は、運営権設定対象施設の一部についてテナント等の第三者へ転貸することによる収入を得ることができる。

2. 経緯

優先交渉権者選定までの主な経緯は以下のとおりである。

年 月	内 容
2024年 11月 6 日	基本的な考え方の公表
2025年 1 月10日	実施方針の公表
2 月28日	特定事業の選定及び公表
2 月28日	募集要項等の公表
3 月14日	基本協定書（案）及び実施契約書（案）の公表
5 月12日	参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出期限
6 月10日～18日	競争的対話の実施
7 月31日	提案書類の提出期限
9 月24日	優先交渉権者の選定及び公表

3. 優先交渉権者の選定方法

(1) 選定方法の概要

本事業は、愛知芸術文化センターの建物と愛知県芸術劇場の運営・維持管理業務等を通じて、事業者の利用者サービスの更なる向上と効率的・効果的な運営を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、PFI 事業実施プロセスに関するガイドラインに示される事業者選定フロー及び民間事業者の募集、評価・選定に当たっての基本的な考え方を踏まえ、競争性のある随意契約である公募型プロポーザル方式を採用し、提案を総合的に評価するものとする。

優先交渉権者の選定は、参加資格要件の充足を確認する「資格審査」と、具体的な取組内容、実施時期、対価等を審査し、優先交渉権者を選定する「提案審査」により実施する。

(2) 優先交渉権者の選定の体制

県は優先交渉権者を選定するに当たり、専門的見地からの意見を参考とするために、「愛知県芸術劇場等運営等事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置した。

委員会は、応募者から提出された事業提案書を評価し、県は委員会による評価を受けて優先交渉権者を選定する。

委員会は、以下の7名の委員により構成される。

<委員会の構成（敬称略）>

区分	氏名	所属・役職等（2025年9月時点）
委員長	山内 弘隆	武蔵野大学経営学部経営学科特任教授
委員	内田 俊宏	中京大学経済学部客員教授
	内藤 美奈子	東京芸術劇場制作担当課長
	原 仁志	関西法律特許事務所パートナー弁護士
	吉本 光宏	合同会社文化コモンズ研究所代表
	若原 幸秋	若原幸秋公認会計士事務所所長 公認会計士
	森岡 士郎	愛知県県民文化局長

<委員会の開催経緯>

	開催日	主な議事
第1回	2025年1月28日	実施方針、特定事業の選定、募集要項、選定基準
第2回	2025年2月20日	特定事業の選定、募集要項、選定基準、基本協定書、実施契約書
第3回	2025年7月1日	選定基準
第4回	2025年8月22日	応募者によるプレゼンテーション・ヒアリング、最優秀提案の選定
第5回	2025年8月28日 （書面開催）	審査報告（取りまとめ：9月22日）

(3) 審査

審査は以下のとおり実施した。

〈応募者（審査参加者）〉

Aグループ

Bグループ

Cグループ

① 資格審査

県は、2025年5月12日に参加表明書の受付を締め切ったところ、4者からの参加表明があった。参加表明書の提出のあった4者に対し、県は、参加表明書と併せて応募者から提出された参加資格書類について、募集要項に示す参加資格要件を充足しているかどうか審査を行った結果、全ての応募者が参加資格要件を満たしていることを確認した。

② 提案審査

2025年7月31日に提案書類の受付を締め切ったところ、参加表明のあった4者のうち3者から提案書類の提出があり、1者から辞退届の提出があった。提案書類の提出があった3者に対し、応募者の提案価格の確認及び、提案内容が要求する水準及び性能に適合していることに加え、本事業が実現可能であることの裏付けが示されているか等について審査を行った。

委員会は、提案書類について協議及び「優先交渉権者選定基準」に基づく採点を行い、その結果を県に報告した。

③ 提案審査における審査基準

ア 審査項目

提案書類における審査項目及び評価の視点は、「優先交渉権者選定基準」に記載のとおりである。

イ 採点方法

委員が審査を行うに当たっては、プレゼンテーション等を踏まえ、審査項目ごとに評価の視点に記載した事項を考慮した上で、募集要項や要求水準を充足する提案を0点とし、要求水準を超えた優れた内容であるか、要求水準を達するための具体的で実現可能な方策が記載されているかどうかの程度に応じて、A～Eの5段階評価で加点を行い評価した。

なお、価格評価点については、算定式によって評価した。

それらを踏まえ、委員会は、提案を求める項目ごとの委員の採点の平均点を算出し、その合計点の優劣によって順位を決めた。

④ 委員会の採点結果

委員会における応募者の採点結果は、以下のとおりである。

なお、審査項目のうち、「提案金額に係る事項」を除く審査項目については、提案内容の品質を確保する観点から、委員の採点結果の平均が 85 点以上を得ることが相応しいと考え、これを基準とした審査を行ったが、いずれの提案も 85 点以上であった。

審査項目	配点	Aグループ	Bグループ	Cグループ
提案等に関する評価	170	97.94	95.48	113.93
① 本事業に係る計画全体に関する事項	40	22.36	23.07	27.18
② 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務に関する事項	20	11.96	9.49	14.89
③ 愛知県芸術劇場の運営業務に関する事項	50	29.65	29.46	32.51
④ 愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務に関する事項	45	25.57	24.89	29.00
⑤ 運営事業開始準備業務に関する事項	10	5.54	5.71	7.14
⑥ 任意事業に関する事項	5	2.86	2.86	3.21
提案金額に関する評価	30	30.00	27.35	27.34
価格評価点	30	30.00	27.35	27.34
合計	200	127.94	122.83	141.27

⑤ 優先交渉権者等の選定

委員会は、上記の採点結果をもとに、第一位のCグループを優先交渉権者として、また、第二位のAグループを次点交渉権者として選定することが妥当であると判断し、これを県に報告した。

県は、これを受けてCグループの「愛知県芸術劇場等運営等事業 中日アライアンスグループ」を優先交渉権者として、また、Aグループの「愛知芸術文化センター・パートナーズ」を次点交渉権者として選定した。

優先交渉権者

C グループ	
グループ名	愛知県芸術劇場等運営等事業 中日アライアンスグループ
代表企業	株式会社中日新聞社
構成企業	東海テレビ放送株式会社 株式会社東急コミュニティー 日本プロパティマネジメント株式会社
協力企業	株式会社 CBC テレビ テレビ愛知株式会社 株式会社東宝エージェンシー 株式会社ブギウギエンタテインメント 株式会社三菱総合研究所 金井大道具株式会社

次点交渉権者

A グループ	
グループ名	愛知芸術文化センター・パートナーズ
代表企業	株式会社 共立
構成企業	伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社 株式会社ハリマビステム EVENTEAM LIVE

なお、募集要項で、事業者は特定事業について、県が定める上限額 20,172,926 千円の範囲内において、県による負担総額等を提案するものと示しており、優先交渉権者が提案した提案価格は、以下のとおりである。このことから、特定事業の選定で想定されたとおりの県の財政負担の縮減が見込まれる。

提案価格 20,172,926 千円（消費税及び地方消費税込み）